

中央卸売市場（南港市場）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場 南港市場汚水処理棟 脱臭装置室シャッター 修繕	19(産業用機 器)	文化シャッター サービス(株)	1,903,000	令和3年11月29日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央卸売市場南港市場汚水処理棟脱臭装置室シャッター修繕

2 契約の相手方

文化シャッターサービス株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、汚水処理棟に設置されているシャッターが経年劣化に伴い作動不良のため、構成部品を取替えるとともに作動調整を行うものである。

当該機器については、文化シャッター株式会社が製造したもので、修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

なお、同社は自社機器の整備業務を、サービス部門である文化シャッターサービス株式会社に移管させている。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは、文化シャッターサービス株式会社のみである。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）